

浜田市監査委員告示第2号

令和6年4月30日付け浜田市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、浜田市長が講じた措置の報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年4月16日

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 岡 本 正 友

令和 5 年度定期監査の結果に関する報告

(令和 6 年 4 月 30 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)

に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

1 産業経済部

(1) 観光交流課

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
① 指摘事項 ア 出張旅費を支払いしていなものが あった。 イ 郵便切手受払簿について、確認印 等の複数チェックがされていない。 残枚数を定期的に確認し適切に管 理していただきたい。 ウ 収入票に決裁印がないものあつ た。	① 指摘事項 ア 出張復命書は作成し、決裁は受け ているものの、出張した職員が公用 車日帰り出張に旅費は発生しないと 誤った認識をしていたため、経理に 回付していなかった。 イ 確認印等がなく、チェックが不定 期に行われていた。 ウ 納入済通知書（歳入）の確認のみ で収入票への決裁印は不要と職員が 認識したことが原因である。
その後の措置状況	
	ア 人事課が発行する旅費の手引きを 使用し、課全体の職員に注意喚起を行 い、適正な旅費支給を行ってい る。 イ 切手受払簿に確認者欄、確認日を 追加した。また、庶務担当である観 光企画係長が月初めに残高枚数をチ ェックすることとした。 ウ 令和5年度分以降の収入票へは決 裁印を押印し、処理方法について課 内共有した。

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>① 指摘事項</p> <p>エ 補助金の一括概算払いについて、その理由が起案文に記載されていないものがあった。また「補助金の額は1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額」と補助金交付要綱に規定する補助金について、円単位で精算した。</p> <p>※浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付要綱（令和2年3月31日告示第64号）</p> <p>オ 補助金交付事務、契約関係等の起案書やその添付文書等を確認した結果、決裁日の記入漏れ、訂正印のないもの等があった。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>エ 本事業については、事業を実施する上で概算払いが必要であることから、概算払いとした。</p> <p>精算においては、不用額が生じたため戻入を行ったが、千円未満端数切捨ての考えに至らなかった。</p> <p>オ 起案書や添付書類等への記載・訂正印の漏れがないよう、課内で注意喚起した。</p>
	<p>その後の措置状況</p> <p>エ 戻入額の算定については、エクセル使用して確認することとし、適切に処理を行っている。</p> <p>オ 令和5年度以降は、決裁日の記入や訂正印を押印し処理した。</p>

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>② 意見</p> <p>ア 多くのイベント、観光交流事業を行い外部からの集客に力を入れている。今後も大阪万博に向けた石見神楽公演に関する取組みなど、市にとって観光事業は重要であるため、人員体制の確保やノウハウの継承も含めイベント体制の強化を検討していただきたい。また、引き続き各事業の広報活動に取組み、浜田市のPRに努めていただきたい。</p>	<p>② 意見</p> <p>ア ご指摘のとおり観光振興による交流人口の拡大は、人口減少が進む中、地域経済を維持、継続していく上で重要だと認識しております。</p> <p>一方、限られた人員体制のなかで事業を進めていくことから、観光協会と連携するなかで、観光戦略などの基本方針は市、観光情報の発信は観光協会など、役割分担を明確にしながら、本市の観光PRに努めてまいります。</p>
	<p>その後の措置状況</p> <p>ア 人事当局が実施する人事ヒアリングにおいて、課の状況や必要な人員体制について報告、相談するなど対応に努めています。</p>

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>② 意見</p> <p>イ 休日勤務、時間外勤務が多い状況であるため、職員の健康管理に留意し、振替休暇、有給休暇を活用し、心身の負担が軽減するよう協力して業務を実施していただきたい。</p> <p>ウ 観光施設の危険個所の把握については、委託事業者からの報告や現地見回りにより対応している。他市の観光地では危険個所が修繕されていなかったことによる事故も発生しているため、今後も危険個所を発見した際には早期対応に努めていただきたい。</p>	<p>② 意見</p> <p>イ 観光交流課の業務は、休日や祝日のイベントが多く、その振替休日の取得を優先するため、有給休暇を取得しにくい状況にあります。</p> <p>こうした中、職員の休日勤務、時間外勤務の状況や振替休暇、有給休暇の取得状況は、所属長として月単位で把握し、取得を促すとともに、人事評価や人事ヒアリングにおける面談時などを活用して計画的な取得促進にも努めています。</p> <p>ウ 観光施設の危険個所の把握は、引き続き委託事業者からの報告や現地見回りにより対応する。危険個所発見の際は、規模を把握し早急な修繕や利用停止等により対応し、事故発生防止に努めています。</p>
その後の措置状況	
<p>イ 人事当局が実施する人事ヒアリングにおいて、課の状況や必要な人員体制について報告、相談するなど対応に努めています。</p> <p>ウ 特に公衆便所については、周辺地に用務がある際は、現地確認し破損や漏水等の確認をしている。</p>	

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>② 意見</p> <p>エ 日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金は、ふるさと寄附を活用し、神楽団体の衣裳等の新調・更新を補助する事業であるが、衣裳等の受注が増加するため神楽産業の支援にもつながっている。石見神楽は市の貴重文化資源であり、保存と活用の両方の取り組みが必要となるため、文化、観光の両面から支援を行い、教育委員会とも連携して取り組みいただきたい。また、石見神楽面、衣裳、蛇胴など石見神楽のものづくり文化を支える職人の後継者育成支援に向けた取組の検討をお願いする。</p> <p>オ 浜田市合宿等誘致事業補助金は、利用者や市内のホテル、飲食店からの反応は良く継続を望む声がある一方で、同じ団体からの利用が多く、利用者の拡大が課題となっている。土産の購入、観光地への周遊など経済効果にも寄与し、本事業が当市で合宿をする理由となっていることは評価する。事業の継続については、利用者の反応や経済効果も見極め検討していただきたい。</p>	<p>② 意見</p> <p>エ 引き続き、保存と活用の好循環が創出されるよう神楽団体等のご意見を伺いながら教育委員会と連携して取り組んでいます。</p> <p>オ 新規団体の利用促進を図るため、中国地方の大学や高等学校への制度案内、市人会等の会合でチラシを配布しました。</p> <p>引き続き利用団体に対して利用者アンケートを実施し、本市の周遊につなげたいと考えています。</p> <p>なお、本事業は、令和7年度までの第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の数値目標となっており、事業の継続については、事業成果と次期計画の内容を踏まえて検討してまいります。</p> <p>その後の措置状況</p> <p>エ 引き続き、保存と活用の好循環が創出されるよう神楽団体等のご意見を伺いながら教育委員会と連携して取り組んでいます。</p> <p>オ 事業継続については、利用者アンケートや利用状況を踏まえ、観光産業の振興が図られているかを検証する段階であると認識しています。</p>